

Life
Plan
Advisor

一般社団法人
ライフプランアドバイザー協会

News²⁰²⁵ Letter

3

vol.106

■ 特別巻頭記事

「変化する働き方」～ビジネスの前提が変わる～

■ 今月のトピックス

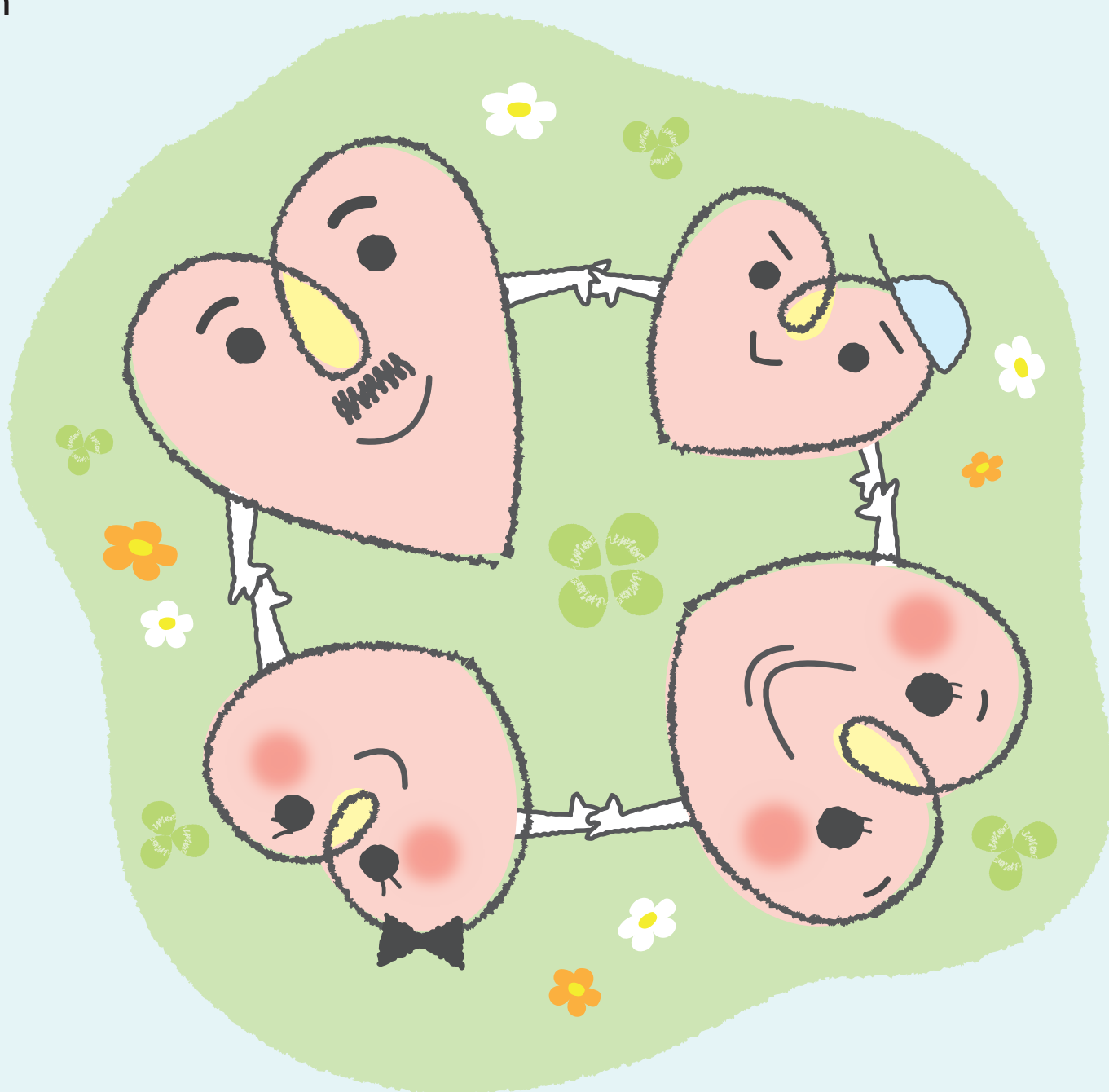
※今回はお休みです

■ お客様向けニュースレター

「意外にある! だけど理由がわからない住宅ローンの審査落ち」

■ Information

■ 編集後記



「家族」

特別巻頭記事

「変化する働き方」 ～ ビジネスの前提が変わる ～

「商売は、安価で大量にあるものを利用してするものだ。」

起業した時、最初に師匠に教えてもらった金言でした。
そしてその後、彼はこう続けます。

「資本主義の発展で、もっとも安価で大量に手に入るものは何だと思う。」
「それは、労働者だ。」と

ビジネスは、大量にあり得やすいものを利用して組み立てていくもの。マーケティングにおいても共通した基本。

マーケティングをあまり知らない人は、「キャッチコピー」、「広告クリエイティブ」だとか「広告媒体」が重要だと思うかも知れませんが間違っています。

マーケティングの基本は「少ないコストで集客できるマーケットや商品を見つけ出すこと」ですから、広告のクリエイティブなんて大きく外さなければなんでも構いません。

そもそも人のいないマーケットに対して、どれだけ工夫したキャッチコピーを投げてても反応なんて取れる訳がない。

ローコスト住宅で広告反応が取れたのは、その時期、家の買い方に困っている「大量(団塊世代Jr)のマーケット」が出来たからです。

そのマーケットに対して彼らの悩みを喚起する広告を打てば、安価にリストが取れたのです。

○ 安価な労働者がいなくなる？

学校で習った事だとは思いますが、資本主義は何かといえば「資本」と「労働」の分離です。

言い換えれば「労働者階級」の誕生が「資本主義」の誕生だといっても過言ではありません。

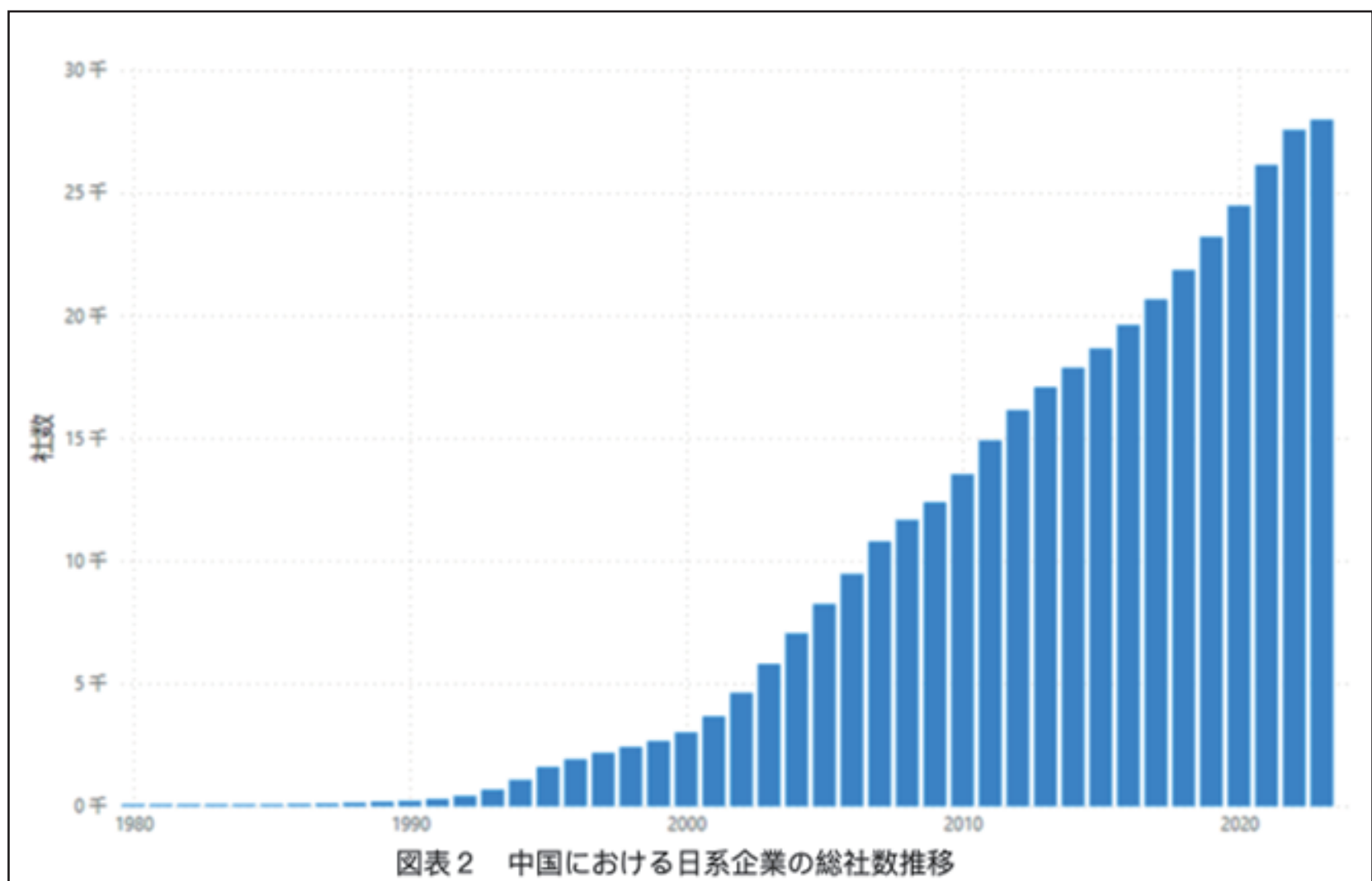
経済がここまで発展してきたのは、大量の労働者を安く、(語弊はありますが)使役することができたからに他なりません。

しかし、労働者も豊かさを求めます。子どもに高等教育を受けさせることで、少しでも多くの富をと努力します。

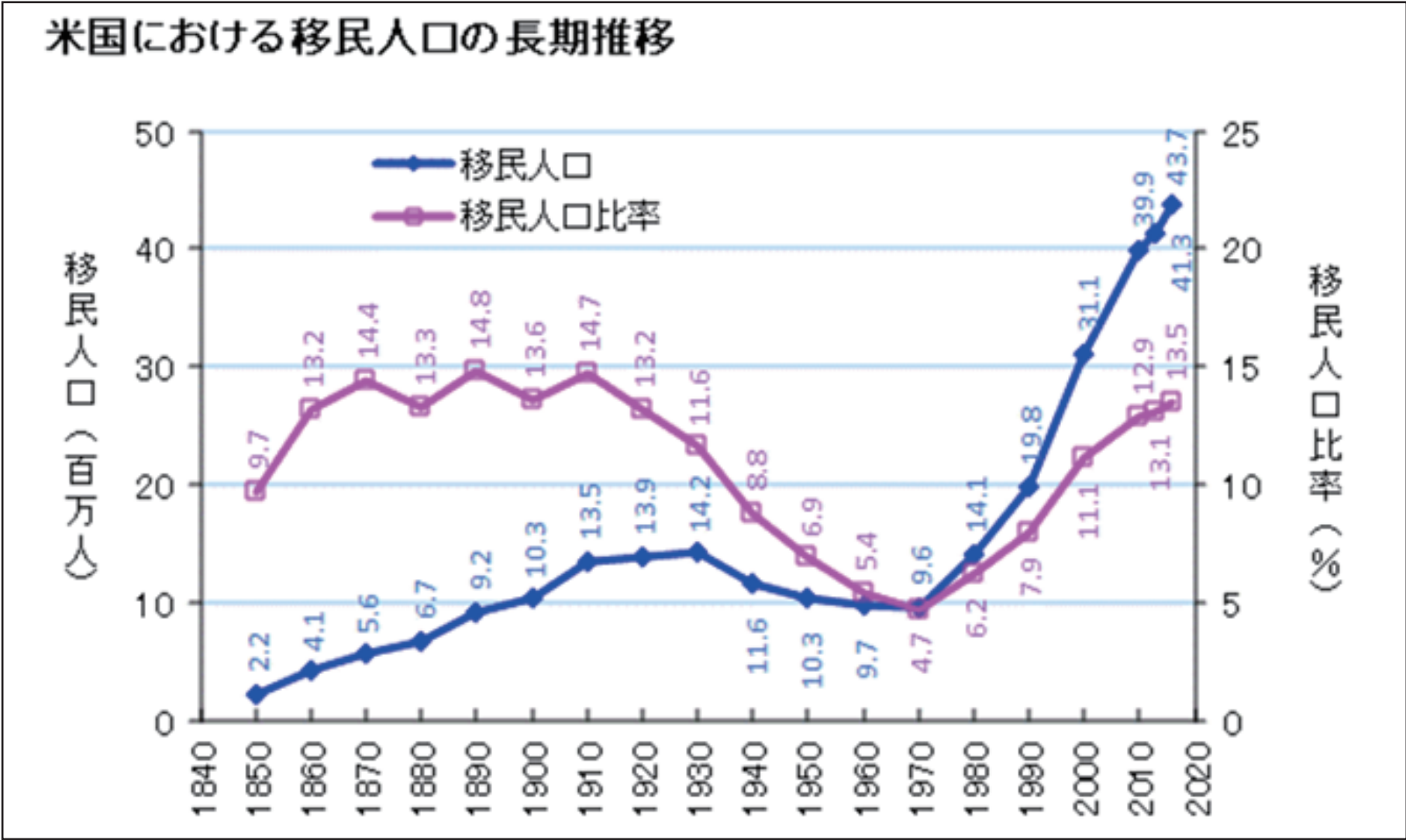
結果、先進国では、知的労働者という安くない労働者が増えていく訳です。

それでは、商売として成り立ちません。人件費が高くなれば儲からないからです。

そこで目をつけた1つは「中国」。知っての通り、安い労働者が大量にいるオアシスです。



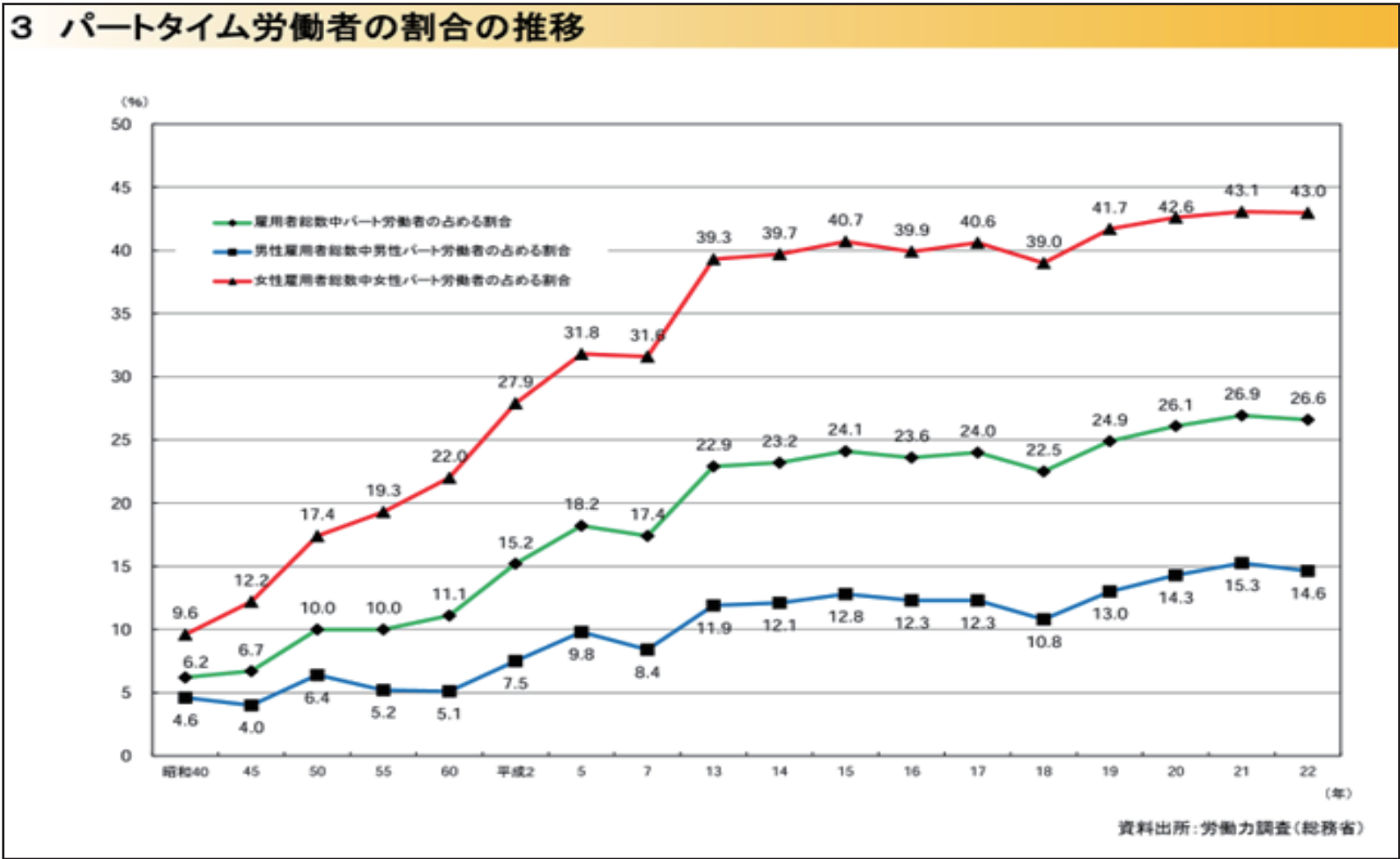
もう一つが「移民」です。貧しい国からアメリカンドリームを求めて越境してくる大量の人々を安く雇用することでした。



しかし、日本は欧米諸国と違い、移民を受け入れないという国家。そもそも島国ですから物理的にも移民が先進国の中で極端に少ない。

製造業のように、工場自体を中国などに移転できる産業はまだしも、国内産業であるサービス業は、欧米諸国に比べて労働者不足になってしまいます。

実は、それを支えてきたのが、パート労働者でした。

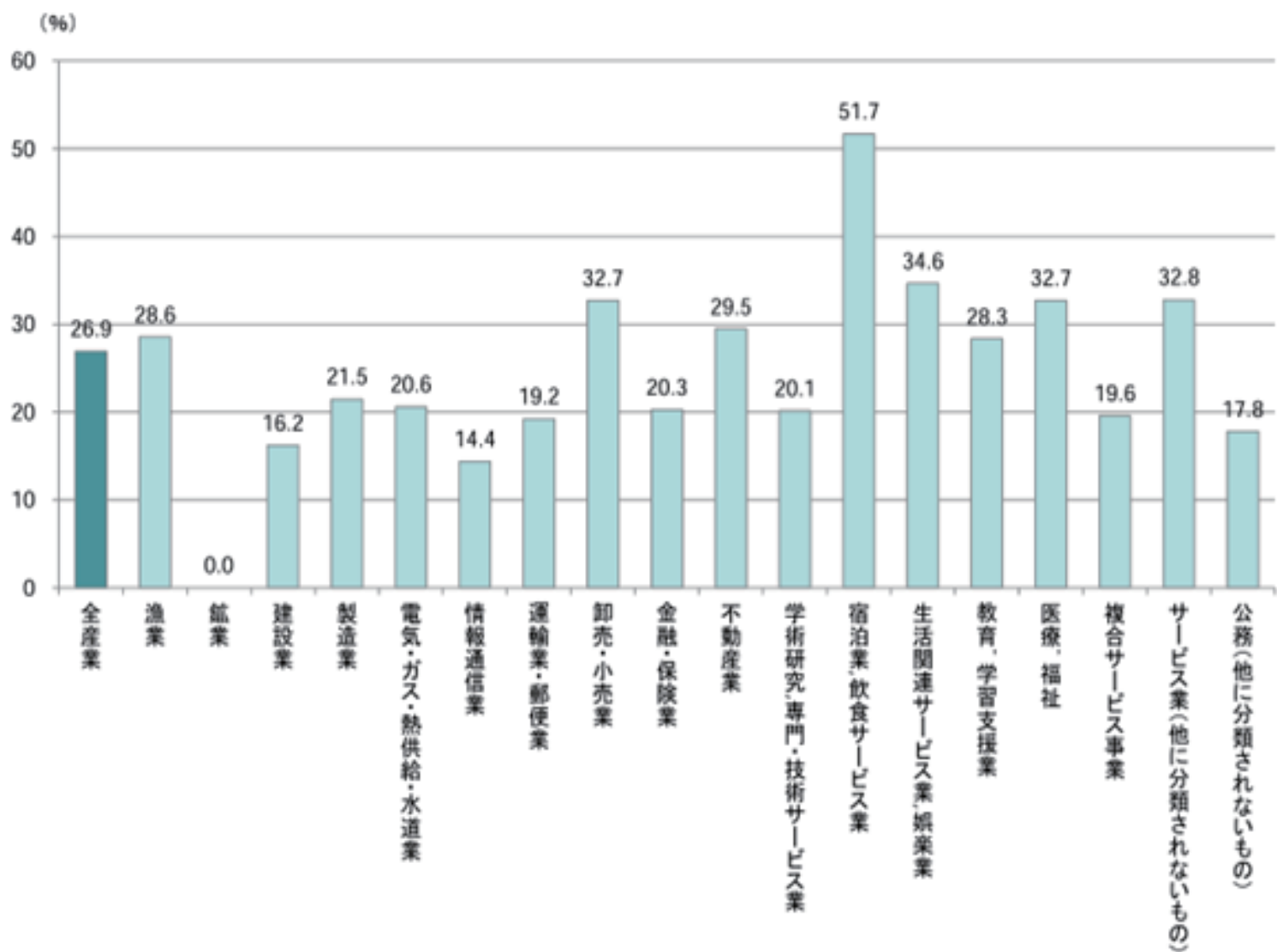


宿泊業や飲食業はもちろん、生活関連サービスと呼ばれるクリーニングショップや理髪店、美容室、エステティックサロン。

スーパーマーケットやコンビニなども小売業も、パートタイマー労働者が市場に供給されたことで、安い人件費を支えてきたのです。

5 業種別、規模別、職種別、年齢別の状況

業種別雇用者に占めるパートタイム労働者の割合(男女計)



資料出所:労働力調査(平成21年)(総務省)

この労働供給体制が、今までの日本の経済環境を支え、これこそがここまで中小企業経営の必要条件を構成してきました。

この中小企業経営の前提となってきた環境が今年で終わることになります。

それは、年金大改正の最も重要な懸案事項となってきた短時間労働者(パートタイマー)の社会保険全面適用という流れです。

普通に考えれば、20時間を超えないように働く時間を調整することが考えられます。

「106万円の壁」撤廃へ

厚生年金の対象拡大

厚勞省調整

厚生労働省は月額賃金8万8000円以上とするパート労働者の厚生年金適用要件を撤廃する方向で調整に入った。配偶者の扶養内で働く人が手取り収入の減少を意識する「106万円の壁」はなくなる。労働時間要件は残る見通しで、週20時間以上働くと原則として厚生年金に入ることになる。

週20時間以上に原則適用

同省は企業規模要件を2025年の制度改正で撤廃する方針も固めている。賃金要件の月8・8万円は、年収換算で106万円程度となる。実現すると200万人が新たに対象になる試算だ。25年は5年に1度の年の通常国会で改正法案を

金制度改正の年にあたる。厚労省は近く開く審議会で要件の見直しについて議論して、年末をめどに詳細を詰める。25年の通常国会で改正法案を

税・社会保険料を巡る「年収の壁」

年収	住民税	所得税	社会保険料	配偶者特別控除の減少		
150万円～	かかる			あり		
130万～150万円	かかる			なし		
106万～130万円	かかる	原則かかる	なし			
103万～106万円	かかる	なし				
100万～103万円	かかる	なし				
～99万円	なし					

(注) 住民税の基準額は自治体ごとに異なる

提出する考えだ。
賃金要件はこれまで、年金や医療の社会保険料を払うため手取りが減ることから、就業時間を短

くするなど労働者の働き控えにつながるとの指摘がされていた。
ただ、社会保険に加入することで、労働者は将

来受け取る年金を増やすことができるほか、医療保険の保障として、傷病手当金など手当が手厚くなるメリットがある。

改正の背景には近年の最低賃金の上昇がある。24年度の最低賃金の全国加重平均は1055円で、23年度から51円上昇した。週20時間働くと月額賃金が8万8000円を上回る地域が増えており、厚労省は将来的に賃金要件が事実上不要になると判断した。

今回の改正で週所定労働時間は維持される見通しだ。学生除外要件も残す。企業規模要件と賃金要件はなくなり、さらに5人以上の個人事業所は全ての業種が対象になる方向だ。

現行制度では、配偶者の扶養内で働くパート労働者は、従業員5人以上の企業で週20時間以上、月額賃金8・8万円以上、学生ではないといった要件を満たすと、厚生年金に入る必要がある。

厚生年金に加入することで老後の低年金リスクを軽減できるほか、加入者が増えれば将来世代の年金の受給水準を改善する効果も期待できる。

では、この先ビジネスの前提条件はどう変わっていくのでしょうか？

○ ビジネスの前提条件はどう変わるのか？

ここまで、パートタイマーの社会保険適用から、労働市場が変わったことについて話してきました。

この話を読みながら、「我が社には関係ないよ。そんなにパートも使っていないし」と思った人もいるでしょう。

でも、そうは問屋は下ろしません。

経済環境が大きく変わるということは、パートの利用の有無に関わらず私たちは確実に巻き込まれていきます。

・サービス関係利用費の上昇

まず一番に考えられることは、パート労働者の多かったサービス・小売関係の人件費上昇に伴い、コストが上がります。

宿泊や外食はもちろん、清掃やガードマンなどの利用料も、確実に上昇します。

シニアの短時間労働者の多い物流や資材業のコストも上がると考えられますから、建築原価の上昇はさらに大きくなるでしょう。

・働き手不足

ほぼ全ての労働者が社会保険適用になれば、労働者としてもわざわざパートを選択しなくなります。

それにより正社員化が今まで以上に進むでしょうから、割のいい仕事へと向かって労働力が流れます。

中小企業はさらに働き手の採用が難しくなっていくでしょう。

3K職種と呼ばれる建設関係業種は、慢性的な人手不足。まわりの下請業者が廃業するケースも増えてくると考えられます。

・フリーランスの増加

社会保険の逃げ道の一つはフリーランスという働き方です。
個人事業主になり、社会保険適用なしで働く方法を選択する人は増加するでしょう。

フリーランスに関する法律改正も昨年されていますから、国としてはその辺も織り込み済みです。

この先は、フリーランスを上手にを使って業務を組み立てていくことが必須になりそうです。

・タイミーの台頭

タイミーに代表される細切れ時間労働を利用する主婦が増えることが予測されます。

自社でもタイミーに仕事が出せるようなオペレーションを考える必要があります。単純労働をできるだけ分離して、付加価値が高い業務に集中して労働力を集約していかないと経営できません。

○まとめ

経営の前提条件が変わったことで、どんな変化が起こるのかはまだまだ想定できません。

ただ、確実に変わります。

ちなみにオーストラリアの一人当たりGDPは64,711.77 USD。日本の約倍です。

オーストラリアは、移民を禁止していた期間が長かった為、人口は日本の6分の1。

その結果労働者不足陥り、平均人件費が高騰。平均時給は2,500円になります。単純に同じようになるとは思ってもいませんが、この先は高付加価値事業だけしか生き残れない未来が近いのは間違いなさそうです。

お客様向けのニュースレター素材としてご活用下さい！



「意外にある!だけど理由がわからない 住宅ローンの審査落ち」

「今年こそは家を買おう!」

2025年も始まったばかり。そう考えている人もいないのでしょうか? いざ行動開始!と思うと、「インフレ」も気になる。「金利の上昇」も気になる。不安になる要素も多い中で気持ちが焦ることも多いはず。

でも、焦りは禁物。家づくりを始めたばかりの皆さんに、実は一番初めに知っていただきたいローン審査について今日はお話ししようと思います。

○ 事前審査は、10人に1人以上は落ちてしまっている!?

住宅ローンを組むとき、まず最初にハードルとなるのが、金融機関による「審査」です。購入する物件を決めて「いざ住宅ローンを!」と手続きに進んだのに、思わぬ理由で審査に落ちてしまうこともあります。

住宅ローン審査に落ちるのはそれほど珍しいことではありません。あるサイトが独自に行ったアンケートでは、初めての住宅ローンで事前審査を受けたときに、全てもしくは一部の金融機関で審査落ちをしてしまった人は全体の14.3%も存在しました。10人に1人以上が、ひとつの金融機関から「融資はできない」と判断されているのです。

しかし通常は、審査に落ちてもその理由を金融機関は教えてくれません。たとえ小さな問題だったとしても、個人の力では有効な対策を打てないケースもあります。そこで大切なのが、事前に住宅ローン審査の審査基準を知っておくこと。ここでは、審査基準の中でも特に重要と考えられている3つの要素について解説します。

○ 収入基準

当たり前の話ですが、十分な収入がなければ住宅ローンの返済は不可能。収入は住宅ローン審査における最重要事項です。

ですが、注意が必要なのは金額だけでなく、その安定性や継続性も審査の対象であるということ。

継続性の観点では、一般的な会社員や公務員の場合、勤続年数がチェックポイントとなります。

審査基準は金融機関によって基準はさまざまで、1年以上の在籍が必要というところもあれば、3カ月や1カ月でも問題ないとする金融機関もあります。

昨今では、転職してキャリアアップしていくという考え方は一般的になり、ローンの審査を受ける前後に転職を考えている人も多いかと思います。勤続年数の基準がどうなのか必ず金融機関に確認をしてください。

○借入金額基準

自動車購入の方法で残クレや残価設定プランを利用していないでしょうか？住宅ローン審査時には、収入と借入金額とのバランスもチェックされます。

年収のうち年間いくらまで返済できることが可能なのか（年返済比率）という基準で審査されるので、現在の残クレの支払い等がある場合、希望の住宅ローン金額が借りられないことがあります。

○個人情報

個人情報とは、クレジットカードのリボ払いやカードローン、自動車ローンなどの各種債務の返済に関する情報のことです。住宅ローン審査の際には、個人情報に延滞や債務整理などの履歴がないかをチェックされます。

実は、「携帯電話の機種代金」はリボ払いという扱いになっていることがほとんどです。

若い頃、携帯電話の料金を支払い忘れて、何度も支払いが遅延した。なんて記憶があれば注意が必要です。

携帯使用料の延滞は問題ないのですが、通常携帯料金には使用料と一緒に機種代の分割代金も一緒に請求されているので、携帯料金の支払い遅延のせいで、住宅ローンの審査が落ちてしまうという例がたくさんあります。

どうでしょうか？少し不安になってしまった方もいるのでは？事前審査は一度落ちると落ちた履歴がついてしまいます。

不安の場合は、まずは今相談されているFPや住宅会社の方に早めにご相談ください。

ファイナンシャルプランナー 岡崎 充輝
年間 100 件以上のローン相談・保険の相談、
年間 20 回以上のセミナーを行う資金計画の専門家。
執筆本に「住宅ローンの相談を銀行にしていけません」
「知らないと言バイお金の話」等があり、
累計発行部数 43 万部以上のベストセラーに。



Information

- ニュースレターは協会ホームページにアップしております。
URLは以下になります。ご自由に閲覧・ダウンロードください。
https://www.lifeplanadvisor.or.jp/members_downloadpage

編集後記

春の訪れを少しずつ感じる季節になりました。
朝晩はまだ冷え込みますが、日中の日差しに春の気配を感じると何となく気持ちも明るくなります。
我が家では保育園に通う子どもがいますが、3月は進級の準備で少し慌ただしい日々を過ごしております。
子育てをしていると、成長の節目ごとに新たな課題や心配ごとが出てきます。進級に向けて、子どもが少しずつ新しいことに挑戦しようとする姿を見ていると頼もしくもあり、同時に親としては「これから大丈夫かな」と思うこともしばしばです。
心配ごとを挙げればきりがありません。それでも、子どもの成長をそばで見守れる喜びがあるからこそ日々の慌ただしさも頑張れるのだと実感しています。
私も子どもたちに負けないよう、元気があるうちに大掃除できなかったところを片付けようと思います。
まだまだ寒暖差は激しい日々が続きますが、春の陽射しを楽しみながら、ご家族とともに素敵な時間をお過ごしください。

本ニュースレターの全ての情報は、著作権法により保護されています。
この情報を、一般社団法人ライフプランアドバイザー協会の許可なく一般公開してはならないものとします。一般公開とは複製・コピー・出版・講演・コンサルティング活動・電子メディア等による配信・オークション等への出品、転売等のあらゆる形式を指します。
これに違反されますと、法的措置を取らせていただく場合がありますので取扱いには充分ご注意ください。

発行

LifePlanAdvisor

一般社団法人

ライフプランアドバイザー協会

株式会社ヘルプライフオカヤ TEL 0584- 47 - 7121
〒503-0906 FAX 0584- 47 - 7122
岐阜県大垣市室町1-55 WEB lifeplanadvisor.or.jp